

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	北杜市	韮崎市	甲斐市	南アルプス市	昭和町	中央市	市川三郷町	富士川町	甲州市	山梨市	笛吹市	甲府市	身延町	早川町	南部町	
リスク情報の周知	・土砂災害ハザードマップを作成し、浸水想定エリアを公表(2014年3月)	・洪水災害ハザードマップを作成し、浸水想定エリアを公表(2014年11月)	・洪水ハザードマップを作成し、浸水想定エリアを公表(2008年3月)	・洪水災害ハザードマップを作成し、浸水想定エリアを公表(2018年予定)	・洪水災害ハザードマップを作成し、浸水想定エリアを公表(2012年3月)	・洪水災害ハザードマップを作成し、浸水想定エリアを公表(2010年3月)	・洪水災害ハザードマップを作成し、浸水想定エリアを公表(2009年3月)	・洪水災害ハザードマップを作成し、浸水想定エリアを公表	・藤井地区ため池ハザードマップを作成し、浸水想定エリアを公表	・浸水想定区域の変更に伴い、ハザードマップを更新予定(H30)	・洪水災害ハザードマップを作成し、浸水想定エリアを公表(2014年9月更新)	・洪水災害ハザードマップを作成し、浸水想定エリアを公表	・土砂災害等ハザードマップを作成し、その中で浸水想定エリアを公表(2013年3月)	・土砂災害ハザードマップを作成している。	・南部町防災ハンドブックを作成し、リスク情報を掲載している。(2012年8月)	
避難勧告等の発令基準	(避難指示) ○破堤につながるような大量の漏水や亀裂等の発見 ○水門等の施設の状況により浸水の可能性がある場合(水門等が閉まらないうちの事故) ○はん蓋危険情報の発表 ○内水により、床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大しているとき ○以下の河川水位が「避難判断水位」に達したとき、さらに水位の上昇が予想されるとき ・塩川(岩根橋:2.10m)(避難勧告) ・塩川(岩根橋:1.70m) ・釜無川(大武川橋:1.50m)	○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ・釜無川(船山橋:2.0m) ・塩川(岩根橋:2.10m) ○破堤につながるような漏水等を確認したとき ○特別警報が発表されたとき	○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ・塩川(岩根橋観測所:2.10m) ・釜無川(船山橋観測所:2.00m) ○破堤につながるような漏水等を確認したとき	○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ・坪川において1時間後に氾濫危険水位(4.3m)に到達すると予測される場合 ・滝沢川において1時間後に氾濫危険水位(1.5m)に到達すると予測される場合	○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ・釜無川(船山橋:2.0m) ・富士川(清水端観測所:2.90m) ・笛吹川(石和観測所):2.90m	○水位観測所の水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えたとき ○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ・富士川(清水端観測所:6.50m) ○破堤につながるような漏水等を確認したとき	○大雨警報(浸水害)及び洪水警報が発表され、かつ積算雨量の避難勧告の基準を超え、面的雨量(レーダー)で雨域がある場合 ○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ・坪川(坪川:3.80m) ・滝沢川(小笠原橋:1.30m) ○破堤につながるような漏水等を確認したとき	○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ・富士川(清水端:6.50m) ・坪川(坪川:3.80m) ・塩川(塩川:1.2m) ・天川(天川:1.0m) ・金川(金川:1.4m) ・境川(境川橋:1.6m) ・日川(境川観測所:4.7m) ○破堤につながるような漏水等を確認したとき ○特別警報が発表されたとき	○破堤につながるような漏水等を確認したとき	○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達したとき ・笛吹川(石和:3.3m) ・平等川(平等川:2.4m) ・洪川(洪川:2.4m) ・浅川(浅川:1.2m) ・天川(天川:1.0m) ・金川(金川:1.4m) ・境川(境川橋:1.6m) ・日川(境川観測所:4.7m) ○破堤につながるような漏水等を確認したとき ○特別警報が発表されたとき	○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達したとき ・荒川(荒川:3.0m) ・相川(相川三之橋:1.6m) ・濁川(濁川:2.0m) ・滝戸川(下曾根:0.9m) ・平等川(平等川:1.7m) ・境川(境川橋:1.2m)	○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ○以下の河川が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき (早川観測所3.50m)(避難準備情報の発令基準)	○以下の河川水位が「避難判断水位」に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ・早川(早川橋:3.5m) ○川から水が溢れたり堤防が決壊したりするような洪水の危険があるとき (計画高水位に達したとき) 計画高水位=早川三里水位観測所 で3.1m	○以下の河川水位が「避難判断水位」に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ○破堤につながるような漏水等を確認したとき	○以下の河川水位が「避難判断水位」に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ・富士川(南部:4.2m) ○破堤につながるような漏水等を確認したとき	○以下の河川水位が「避難判断水位」に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ・富士川(南部:4.2m) ○破堤につながるような漏水等を確認したとき
避難場所・避難経路	・土砂災害等ハザードマップを作成し、その中で浸水想定エリアを公表(2013年3月)	・土砂災害(洪水)ハザードマップより周知(2014.11作成)	・洪水ハザードマップより周知(2008.3作成) ・水害時指定緊急避難場所を指定(2017.8)	・洪水ハザードマップより周知(2008.3作成)	・洪水ハザードマップより周知(2012.3作成)	・洪水ハザードマップより周知(2009.3作成)	・洪水ハザードマップより周知(2009.3作成)	・洪水ハザードマップより周知	・避難所は甲州市地域防災計画に記載。(2013.3作成) ・土砂災害(洪水)ハザードマップより周知(2014.11作成)	・洪水ハザードマップより周知(H25.3作成)	・洪水ハザードマップより周知(2014.9.17作成)	・洪水ハザードマップ、わが家の防災マニュアル、避難所マップにより周知(2017.8全戸配布)	・土砂災害等ハザードマップより周知(2013.3作成)	・洪水ハザードマップより周知(2016.9.20に洪水ハザードマップのHP作成) ・土砂災害ハザードマップ、早川町地域防災計画(2015年度作成)に記載。	・洪水ハザードマップより周知	
住民等への情報伝達の体制や方法	広報紙、広報車(市及び消防団)による巡回広報、情報紙、防災行政無線、市ホームページ、NNS甲府CATV11チャンネルによるデータ放送、Lアラート、CATV、防災ラジオ、ツイッター、北杜ほっとメール、職員一斉メール、エリアメール、自主防災組織への連絡	広報紙、防災行政無線、HP、FMコミュニティラジオ、広報車(市及び消防団)、防災行政無線、登録制メルマガ、NNS甲府CATV11チャンネルのデータ放送、Lアラート、CATV、防災ラジオ、ツイッター、北杜ほっとメール、職員一斉メール、エリアメール、自主防災組織への連絡	広報紙、防災行政無線、登録制メルマガ、緊急情報インターネット配信、CATVによるデータ放送、自治会へ伝達、広報車(市及び消防団)作成・公表:洪水ハザードマップ、市民防災マニュアル、市民防災マニユアル	広報紙、HP、CATVの活用、防災ハンドブックの作成・配布 作成・公表:洪水ハザードマップ、防災ハンドブック	広報紙、HP、防災行政無線 作成・公表:洪水ハザードマップ、防災のしおり	広報車(市及び消防団)、防災行政無線、市HP、中央市防災行政無線メール、NNS甲府CATV11チャンネルによるデータ放送、Lアラート、エリアメール、緊急連絡網により自治会長・自主防災会へ伝達	広報紙、FM告知端末情報、ハザードマップなど防災関係資料の作成・配布、防災教育の場、防災・気象情報センターでの作成・公表:洪水ハザードマップ	広報紙、防災行政無線、HP、CATV、緊急速報メール等を利用した防災・気象情報の配信 作成・公表:洪水ハザードマップ ○富士川の洪水情報を富士川町全域で危険のある地域住民の携帯へ洪水情報の配信開始。(2017.5)	広報紙、防災行政無線、CATV、防災関係資料の作成・配布、インターネット配信、SNS等を利用した防災・気象情報の配信 作成・公表:防災マニュアル	防災行政無線、広報車、HP、飯山市HPへの掲載(大規模災害時相応互応援協定)、ドコモ緊急エリアメール、山梨市防災防犯メール、CATV、臨時広報誌・チラシ、掲示板への掲示等 作成・公表:洪水ハザードマップ	防災行政無線、広報車、CATV、Lアラート、HP、緊急エリアメール、防災教育の場、ハザードマップなど防災関係資料の作成・配布、SNS等を利用した防災・気象情報の配信 作成・公表:洪水ハザードマップ	防災行政無線、Lアラート、甲府市防災防犯メールマガジン、甲府市ホームページ、NNSデータ放送、防災情報WEBによる情報配信及び避難対象地区の自治会連合会長、各自自治会長への電話連絡による住民周知 ○甲府市水防協議会を開催(H29.7)	広報紙、防災行政無線、防災関係資料の作成・配布 作成・公表:洪水ハザードマップ	広報紙、防災行政無線、防災関係資料の作成・配布	広報紙、FM告知端末情報、防災関係資料の作成・配布、防災・気象情報インターネット配信 作成・公表:洪水ハザードマップ	
避難誘導体制	・避難の誘導は、市職員、警察官、消防(水防)団員、自主防災組織等区長(班長)が連携を図り、適切に迅速な避難体制を実施する。 ・要配慮者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら平時より避難誘導体制の整備を図る。	・避難の誘導は、市職員、警察官、消防(水防)団員、自主防災組織等が連携し、実施する。 ・要配慮者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら平時より避難誘導体制の整備を図る。	・避難の誘導は、市職員、警察官、消防(水防)団員、自主防災組織等が連携し、実施する。 ・健康者に先駆けて、避難行動要配慮者を先行して早期に避難する仕組みづくりを図る。	・要配慮者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら平時より避難誘導体制の整備に努める。	・要配慮者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら平時より避難誘導体制の整備に努める。	・要配慮者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら平時より避難誘導体制の整備に努める。	・要配慮者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら平時より避難誘導体制の整備に努める。	・要配慮者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら平時より避難誘導体制の整備に努める。	・避難の誘導は、市職員、警察官、消防(水防)団員、自主防災組織等が連携し、実施する。 ・要配慮者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら平時より避難誘導体制の整備に努める。	・要配慮者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら平時より避難誘導体制の整備に努める。 ・健康者に先駆けて、避難行動要配慮者を先行して早期に避難する仕組みづくりを図る。	市は要所に消防(水防)団員等を配置し、また夜間時には投光器を設置するなど、地域住民が迅速かつ安全に避難できるように措置する。特に、障害者や高齢者等の災害時要援護者については、自主防災会等の中からあらかじめ定めた複数の支援員によって介助等の適切な措置をとり、速やかな避難誘導を行う。	・避難の誘導は、市職員、警察官、消防(水防)団員、自主防災組織等が連携し、実施する。 ・要配慮者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら平時より避難誘導体制の整備に努める。 ・健康者に先駆けて、避難行動要配慮者を先行して早期に避難する仕組みづくりを図る。	・水防管理者は、指定避難場所を開設し地区水防団の安全を得て、迅速かつ安全に避難の誘導を行うものとする。 ・要配慮者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら平時より避難誘導体制の整備を行う。	・要配慮者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら平時より避難誘導体制の整備に努める。	・要配慮者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら平時より避難誘導体制の整備に努める。	・避難の誘導は、市職員、警察官、消防(水防)団員、自主防災組織、民生児童委員等が連携し、実施する。 ・健康者に先駆けて、避難行動要配慮者を先行して早期に避難する仕組みづくりを図る。
平時からの住民等への周知・教育・訓練	・総合防災訓練における防災意識の醸成。広報紙や市ホームページでの防災情報の提供。 ・防災講演による出前塾の開催	・防災訓練における統一的な取組の設定(減災チャレンジ)、地域での減災出前塾の実施等	広報紙、HPの活用、洪水ハザードマップの配布、自治会への防災研修の実施	・広報紙、HP、CATVの活用、防災ハンドブックの配布、洪水ハザードマップの配布。 土砂災害警戒区域における避難訓練の実施	・広報紙、HP、防災ハンドブックの配布等による周知	防災訓練への参加や、食料、飲料水その他生活必需品の備蓄等自発的な防災活動実施の推進	広報紙、出前講座、洪水ハザードマップの公表	広報紙、防災行政無線、HP等を利用した周知	防災訓練を実施し、住民へ周知している	・該当地域へのハザードマップの配布 ・HP上での一般公開 ・避難訓練への参加呼びかけ	・防災訓練、出前講座を実施	広報紙、防災関係資料の配布、SNSを利用した防災・気象情報の配信、甲府市ホームページ、防災情報WEB、全国避難所ガイド、NNS、E1EM甲府、防災講話、防災訓練、訓練指導 作成・公表:洪水ハザードマップ、避難所マップ、わが家の防災マニュアル 指導:市内全520自治会を対象とした、防災研修会を実施(H29年度~H30年度)	・ハザードマップを全戸に配布およびホームページに掲載 ・自主防災組織向けの研修会等の実施	・防災訓練の実施	・防災訓練、図上訓練、防災研修、講演会等の実施 ○南部町防災講演開催(H29.3)	
災害弱者の避難について	避難行動要支援制度の充実強化 ・避難行動要支援者名簿作成により、高齢者、障害者等の要配慮者対策、人材育成、要援護者の把握と避難誘導体制の確立、福祉避難場所の確保、緊急通報システム(ふれあいペンダント)の活用	・避難行動要支援者名簿の作成等 ・高齢者、障害者等の要配慮者対策:人材育成、要援護者の把握と避難誘導体制の確立、福祉避難場所の確保、緊急通報システム(ふれあいペンダント)の活用	・高齢者、障害者等の要配慮者対策:人材育成、要援護者の把握と避難誘導体制の確立、福祉避難場所の確保、緊急通報システム(ふれあいペンダント)の活用 ・外国人及び観光客対策:基礎的な防災情報の提供、対応マニュアルの整備	・防災体制の整備:体制づくり、防災教育、防災訓練 ・高齢者、障害者等の要配慮者対策:人材育成、要援護者の把握と避難誘導体制の確立、福祉避難場所の確保、緊急通報システム(ふれあいペンダント)の活用 ・外国人及び観光客対策:基礎的な防災情報の提供、対応マニュアルの整備	・避難行動要支援者名簿の作成等 ・高齢者、障害者等の要配慮者対策:人材育成、要援護者の把握と避難誘導体制の確立、福祉避難場所の確保、緊急通報システム(ふれあいペンダント)の活用 ・外国人及び観光客対策:基礎的な防災情報の提供、対応マニュアルの整備	・避難行動要支援者名簿の作成等 ・高齢者、障害者等の要配慮者対策:人材育成、要援護者の把握と避難誘導体制の確立、福祉避難場所の確保、緊急通報システム(ふれあいペンダント)の活用 ・外国人及び観光客対策:基礎的な防災情報の提供、対応マニュアルの整備	・避難行動要支援者名簿の作成等 ・高齢者、障害者等の要配慮者対策:人材育成、要援護者の把握と避難誘導体制の確立、福祉避難場所の確保、緊急通報システム(ふれあいペンダント)の活用 ・外国人及び観光客対策:基礎的な防災情報の提供、対応マニュアルの整備	・高齢者、障害者等の要配慮者対策:人材育成、要援護者の把握と避難誘導体制の確立、福祉避難場所の確保、緊急通報システム(ふれあいペンダント)の活用 ・外国人及び観光客対策:基礎的な防災情報の提供、対応マニュアルの整備	・避難行動要支援者名簿の作成等 ・高齢者、障害者等の要配慮者対策:人材育成、要援護者の把握と避難誘導体制の確立、福祉避難場所の確保、緊急通報システム(ふれあいペンダント)の活用 ・外国人及び観光客対策:基礎的な防災情報の提供、対応マニュアルの整備	・避難行動要支援者名簿の作成等 ・高齢者、障害者等の要配慮者対策:人材育成、要援護者の把握と避難誘導体制の確立、福祉避難場所の確保、緊急通報システム(ふれあいペンダント)の活用 ・外国人及び観光客対策:基礎的な防災情報の提供、対応マニュアルの整備	・避難行動要支援者名簿の作成等 ・高齢者、障害者等の要配慮者対策:人材育成、要援護者の把握と避難誘導体制の確立、福祉避難場所の確保、緊急通報システム(ふれあいペンダント)の活用 ・外国人及び観光客対策:基礎的な防災情報の提供、対応マニュアルの整備	・避難行動要支援者名簿の作成等 ・高齢者、障害者等の要配慮者対策:人材育成、要援護者の把握と避難誘導体制の確立、福祉避難場所の確保、緊急通報システム(ふれあいペンダント)の活用 ・外国人及び観光客対策:基礎的な防災情報の提供、対応マニュアルの整備	・高齢者、障害者等の要配慮者対策:人材育成、要援護者の把握と避難誘導体制の確立、福祉避難場所の確保、緊急通報システム(ふれあいペンダント)の活用 ・外国人及び観光客対策:基礎的な防災情報の提供、対応マニュアルの整備	・高齢者、障害者等の要配慮者対策:人材育成、要援護者の把握と避難誘導体制の確立、福祉避難場所の確保、緊急通報システム(ふれあいペンダント)の活用 ・外国人及び観光客対策:基礎的な防災情報の提供、対応マニュアルの整備	・災害時要援護者名簿の作成 ・高齢者、障害者等の要配慮者対策:要配慮者の把握と避難誘導体制の確立、福祉避難場所の確保、要援護者の把握と避難誘導体制の確立、福祉避難場所の確保、緊急通報システム(ふれあいペンダント)の活用 ・外国人及び観光客対策:基礎的な防災情報の提供、対応マニュアルの整備	

②水防に関する事項

項目	北杜市	韮崎市	甲斐市	南アルプス市	昭和町	中央市	市川三郷町	富士川町	甲州市	山梨市	笛吹市	甲府市	身延町	早川町	南部町	
河川水位等に係る情報提供	・水防本部より水防団に連絡 ・連絡方法は、防災行政無線、簡易デジタル無線、消防員登録性メール、電話等	・水防本部より水防団に連絡 ・連絡方法は、防災行政無線、簡易デジタル無線、消防員登録性メール、電話等	・水防本部、放送局より水防団に連絡 ・連絡方法は、行政無線、消防無線、電話等・防災メール	・県水防支部、水防本部より水防団に連絡 ・連絡方法は、行政無線、消防無線、電話等	・水防本部より水防団に連絡 ・連絡方法は消防無線、行政無線等	・水防管理団体、放送局より水防団に連絡 ・連絡方法は市防災行政無線、広報車、ホームページ、その他	・町より水防団に連絡 ・連絡方法は記載なし	・町より水防団に連絡 ・連絡方法は、防災無線、消防無線、電話	・水防本部より水防団に連絡 ・連絡方法は、防災無線	・水防本部より水防団に連絡 ・連絡方法は、NTT電話、消防無線、防災無線等	・水防本部より水防団に連絡 ・連絡方法は、防災無線、デジタル無線、電話等	・水防本部、消防本部より水防団に連絡 ・連絡方法は、電話、ファックス、メール等	・水防本部より水防団に連絡 ・連絡方法はNTT加入電話、防災行政無線等	・水防本部より水防団に連絡 ・連絡方法はNTT加入電話、防災行政無線等	・水防本部より水防団に連絡 ・連絡方法はNTT加入電話、オンライン、無線、防災情報提供装置等	
河川の巡視	各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間図)があり、随時区域内の河川を巡視する。	各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間図)があり、随時区域内の河川を巡視する。	水防本部長及び水防団長は、随時区域内の河川を巡視する。 ※水防団の受け持ち区間などの記載なし	市、水防団は常時担当区域内の河川等を巡視する。 ※水防団の受け持ち区間などの記載なし	各水防団の受け持ち区間があり、随時区域内の河川を巡視する。	各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間図)があり、随時区域内の河川を巡視する。	※水防団の受け持ち区間などの記載なし	水防団は、区域内の河川等を随時巡視する。	市は常時河川堤防その他水防に関係のある工作物等を監視する ※水防団の受け持ち区間などの記載なし	市は常時区域内の河川等を巡視する。各水防団の担当水防河川(山梨市水防管理地区一覽表)があり、出動命令やその他必要に応じて配置につく。	市は常時河川堤防その他水防に関係のある工作物等を監視する ※水防団の受け持ち区間などの記載なし	水防管理者・機関長は常時河川堤防その他水防計画中の水防区域分担表により監視する。	富士川中流出張所、峡南建設事務所職員とともに河川堤防・工作物の巡視	各水防団所管区域を監視する。	水防団は、各受け持ち区間内の河川等を随時監視する	
水防資機材の整備状況	・水防倉庫が市内に整備 ・資機材は、スコップ、ツルハン、鎌、鉋、鋸、ペンチ、シート、照明器、嵩口、土囊、蛇籠、木材、縄、鉄線、杭、栗石	・水防倉庫：市内に9箇所整備 ・資機材：スコップ、ツルハン、鎌、鉋、鋸、ペンチ、シート、照明器、嵩口、土囊、蛇籠、木材、縄、鉄線、杭、栗石	・水防倉庫：市内に5箇所整備 ・資機材：丸太、空俵、葎、縄、蛇籠、鉄線、結石、詰土、スコップ、ツルハン、鎌、鉋、鋸、ペンチ、照明具	・水防倉庫：市内に11箇所整備 ・資機材：丸太、空俵、葎、縄、蛇籠、鉄線、結石、詰土、スコップ、ツルハン、鎌、鉋、鋸、ペンチ、照明具	・水防倉庫：町内に1箇所整備 ・資機材：丸太、空俵、葎、縄、蛇籠、鉄線、結石、詰土、スコップ、ツルハン、掛矢、杭、三角コーン	・水防倉庫：市内に3箇所整備 ・資機材：丸太、空俵、葎、縄、蛇籠、鉄線、結石、詰土、スコップ、ツルハン、鎌、鉋、鋸、ペンチ、照明具	・水防倉庫：町内に8箇所整備 ・資機材：丸太、空俵、葎、縄、蛇籠、鉄線、結石、詰土、スコップ、ツルハン、鎌、鉋、鋸、ペンチ、照明具	・水防倉庫：町内に3箇所整備 ・資機材：土囊、蛇籠、ジワラシ、チェーンソー、スコップ、鉄線、ツルハン、ロープ、掛矢、照明具、鉋、ビニールシート、鎌、鋸、杭、ハンマー、ペンチ	・水防倉庫：市内に3箇所整備 ・資機材：丸太、空俵、葎、縄、蛇籠、鉄線、スコップ、ツルハン、鎌、鉋、鋸、ペンチ、照明具、土囊	・水防倉庫：市内に6箇所整備 ・資機材：丸太、空俵、葎、縄、蛇籠、鉄線、スコップ、ツルハン、鎌、鉋、鋸、ペンチ、照明具、土囊	・水防倉庫：市内に10箇所整備 ・資機材：土木器具、発電機、丸木、杭、空俵袋、ビニールシート、ビニール紐、蛇籠、鉄線、釘、鉄線籠、毛布、縄、ホース	・水防倉庫：市内に21箇所整備 ・資機材：スコップ、ツルハン、空俵、防水シート、蛇籠、鉋、照明具、ペンチ、鎌、発電機、カッター、ハンマー、チェーンソー、トロロープ、杭、シノ、縄、土囊袋	・水防倉庫：市内に9箇所整備 ・資機材：ビニール袋、土囊、スコップ、ツルハン、カッター、ハンマー、丸太、鉄杭、鉄線、蛇籠、照明具 ・その他：消防団や自治会への土囊の配布	・水防倉庫：町内に13箇所整備 ・資機材：スコップ、ツルハン、鎌、鉋、鋸、ペンチ、シート、照明器、丸太、空俵、土囊、蛇籠、縄、鉄線、杭、結石、土、葎	・水防倉庫：町内に2箇所整備 ・資機材：スコップ、ツルハン、鎌、鉋、鋸、ペンチ、カッター、照明器、丸太、土囊、蛇籠、鉄線	・水防倉庫：町内に5箇所整備 ・資機材：スコップ、ツルハン、鎌、鉋、鋸、ペンチ、カッター、照明器、丸太、土囊、蛇籠、鉄線
水防活動の担い手不足	・消防団が水防団を業務し対応している。1,743名 ・毎年、水防訓練の実施	・消防団員718名＝水防団を構成 ・隔年での水防訓練が主な訓練の場	・消防団が水防団を業務にて対応	・少子高齢化の進行、被雇用者化により水防団員(消防団員)が減少傾向にある。 ・機能別消防団の創設(平成30年度)	・消防団が水防団を業務にて対応	中央市水防団は、中央市消防団をもって組織する。 中央市水防団は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有し、そのため消防機関、水防団の各部に組織しておく	水防団が活動の中心	消防団が水防団を兼ね、水防活動を担っている。	非常時消防が受け持つことになるが、高齢化、他市への就職などで人材不足となっている。	・消防団が水防団を兼ねており、消防活動の担い手がそのまま水防活動の担い手となる。	・消防団員が担っている	・水防団(消防団員)の募集を、広報誌などにより実施	・消防団員が兼務している	・消防団員が兼務している	・消防団員が水防団員を兼ねている。 ・機能別消防団員の充実 ・消防団協力事業所の促進	
自治体庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	災害対策本部を本庁舎に設置し、水防計画に基づき災害対策業務を行う。	・水防計画の初動規定及び配備基準に基づき災害対策業務を行う。	・初期規定及び配備基準に基づき災害対策業務を行う	・災害対策本部を市役所に設置 ・職員における水防配置及び動員計画により、各部署連携を回り水害対策業務を行う。	・災害対策マニュアル、職員初動マニュアルに基づき対応する	中央市役所田富庁舎の2階東1会議室に災害対策本部を設置する。ただし、本庁舎が被災した場合、他の庁舎に設置する。	災害対策本部を本庁舎に設置。必要に応じ現地対策本部を設置。関係機関との情報連携を回り、住民への情報周知を図る。	水防計画の配備基準に基づき災害対策業務を行う。	災害対策本部を本庁舎に設置する。	・市役所・各支所災害情報等を迅速に収集し、関係機関・住民等へ的確に伝達できるように努める。 また、防災対策用資機材等の備蓄に努める。	・災害対策本部を笛吹市役所本3階301会議室に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、笛吹市消防本部に設置する。 総務課及び各支所に現地活動拠点支所を置く。	・市役所本庁舎は浸水想定区域外であり、災害拠点病院は、浸水想定に対応した建設を行っている。	・隣接する中富総合会館を代替施設とするが、水害では本庁舎と同程度の被災が見込まれるため、各支所へ機能を移す。	・身延町早川町組合立飯富病院を地域医療拠点病院として設置する。 ・役場本庁舎は浸水想定区域外にあるため、水害時の想定はしていない。	・防災計画及び職員初動マニュアルに基づき対応	

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	北杜市	韮崎市	甲斐市	南アルプス市	昭和町	中央市	市川三郷町	富士川町	甲州市	山梨市	笛吹市	甲府市	身延町	早川町	南部町
排水施設、排水資機材の操作・運用	・市内の農業用取水堰及び水門に水利組合長及び地元区長を責任者として配置しており、水災防止対策としては、所管課が状況に応じての対応を実施	・市は農業田取水堰及び水門に水利組合長及び地元区長を責任者として、施設の管理運用を行っている。水災を未然に防止するよう措置している	・市に常動している土地改良区職員に排水の管理を行っていただき、水災を未然に防止するよう措置している。	・市内における排水機場及び水門を把握し、適切な操作訓練を行うとともに、水害を未然に防止するよう措置。 ・職員における水防配置及び動員計画に基づき操作担当者を配置	・水門の位置の把握と適切な操作訓練を行う	たん水防除用及び灌漑排水用のポンプについては、燃料、オイル等を常に補給し、有事の際に確実に作動するように整備している。	農業用取水堰及び水門一覽表あり。	・町は、町内における排水機場及び水門を把握し、適切な操作を行うとともに、水災を未然に防止するよう措置するものとする。施設名記載あり。	排水施設なし 資機材については、市役所各庁舎で保管	・市は、市域内にある農業用取水堰及び水門に水利組合長及び地元区長を責任者として配置し、閉閑の任に当たらせ、水災を未然に防止するよう措置するものとする。	・市は、資材及び機材について常に点検し、補充するものとする。	・本市職員による対応と、建設安全協議会との協定に基づく対応を実施		排水施設等なし	・町内における農業用取水堰及び水門等を把握し、その管理者に適切な操作を行わせ水災を未然に防止するよう措置
既存ダムにおける洪水調節の現状															

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	北杜市	韮崎市	甲斐市	南アルプス市	昭和町	中央市	市川三郷町	富士川町	甲州市	山梨市	笛吹市	甲府市	身延町	早川町	南部町	
堤防等河川管理施設の現在の整備状況				整備済み		・宇坪排水機場 ・東花輪排水機場 ・高部排水機場 (上記3箇所へ簡易水位計、監視カメラの設置)	高田排水機場の改修	・東川排水機場 ・長沢排水機場 ・青柳排水機場			・渋川排水機場	・河川法第99条(地方公共団体の委託)の規定により、四分川、沼川逆流防止樋門及び間門川樋管ゲートの維持管理を行っている				・簡易水位計の設置(平成28年度) 船山川、梅ノ木川、万沢川(3箇所)